

## 報告第2号

### 専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

委任専決第 号

### 自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和7年1月28日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 111,188円

2 相手方の住所及び氏名

- (1) 住 所 兵庫県洲本市五色町広石上
- (2) 氏 名 XXXXXXXXXX

3 和解条項

- (1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金111,188円を指定する口座に振り込む方法で支払う。
- (2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和6年12月13日午前10時30分頃、淡路市生穂新島9番地8付近、市道生穂新島3号線において、本市の都市整備部建設課職員が同市道の除草作業を行っていたところ、使用していた草刈機が石を跳ね上げ、走行中の相手方車両の右側後方窓ガラスに損傷を与えた。